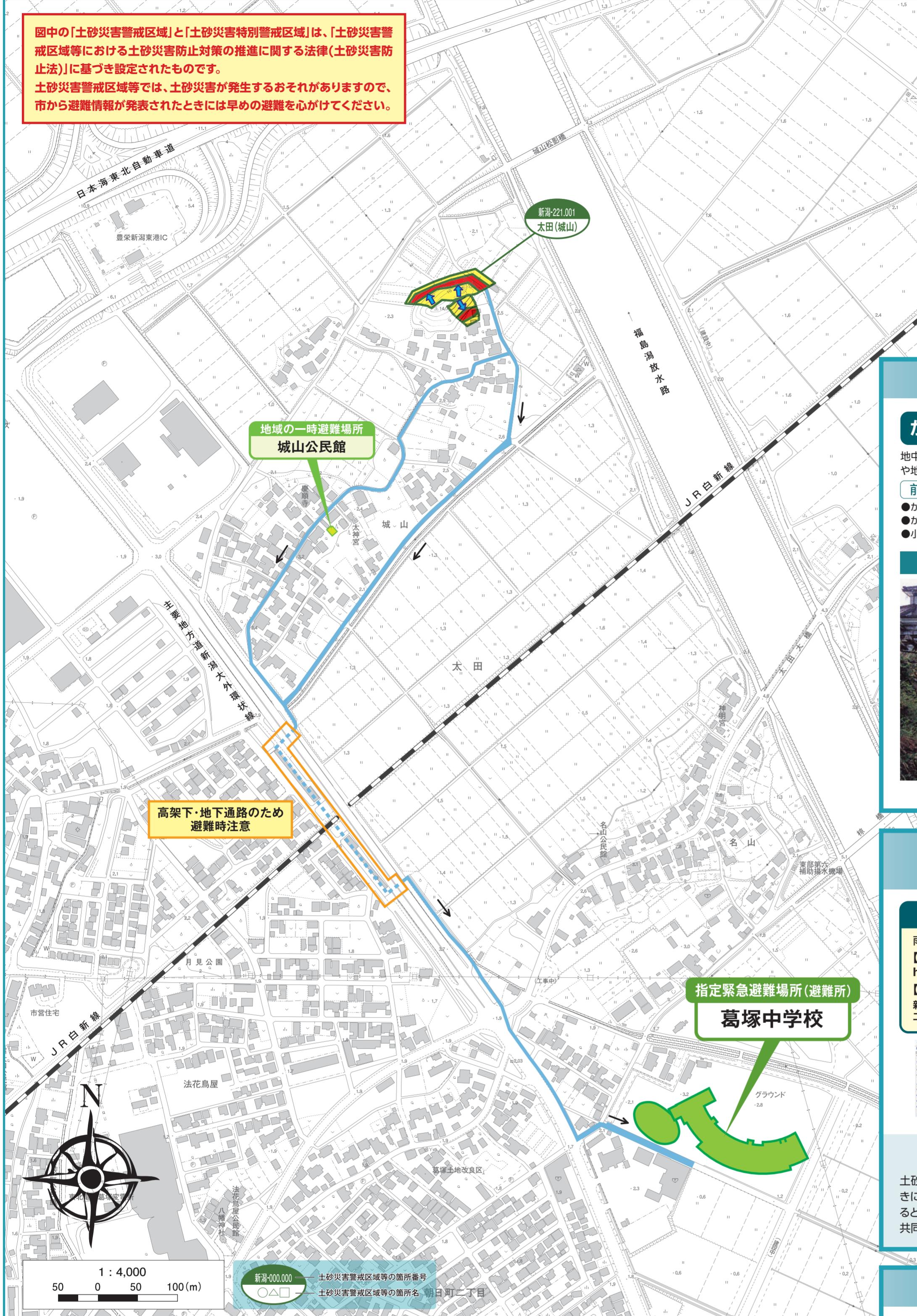


# 北区 太田

# 新潟市土砂災害ハザードマップ

図中の「土砂災害警戒区域」と「土砂災害特別警戒区域」は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(土砂災害防止法)」に基づき設定されたものです。

土砂災害警戒区域等では、土砂災害が発生するおそれがありますので、市から避難情報が発表されたときには早めの避難を心がけてください。



# 避難情報の種類とるべき行動

避難に関する情報は、状況の危険度に応じて発表されます。土砂災害から命を守るために避難情報に注意しましょう。

避難情報等	居住者等がとるべき行動
<b>警戒レベル5 緊急安全確保</b> 発令される状況：災害発生 又は切迫 (必ず発令される) 	<b>命の危険直ちに安全確保!</b> ・指定緊急避難場所等への立ち退き避難すること がかえって危険である場合、緊急安全確保する。
<b>&lt;警戒レベル4までに必ず避難!&gt;</b>	
<b>警戒レベル4 避難指示</b> 発令される状況：災害のおそれ高い	<b>危険な場所から全員避難</b> ・危険な場所から全員避難(立ち退き避難又は屋内安全確保)する。
<b>警戒レベル3 高齢者等避難</b> 発令される状況：災害のおそれあり	<b>危険な場所から高齢者等は避難</b> ・高齢者等※は危険な場所から避難(立ち退き避難又は屋内安全確保)する。 <small>※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者</small>

※立ち退き避難とは、**指定緊急避難場所**や近隣の安全な場所へ移動する避難行動のことです。「立ち退き避難」は、**指定緊急避難場所**に移動することが原則です。**指定緊急避難場所**へ移動することがかえって危険なときは、近隣のより安全な場所や、より安全な建物等へ避難してください。さらに、外出することすら危険な場合には、屋内でもより安全な場所(がけから離れた部屋や2階など)へ移動してください。

切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所として、あらかじめ市が指定した施設や場所です。

避難所  
とは

害や地震等の災害により住居の倒壊、  
などで住居を失った住民等を受入れ、保  
ため、被災者が一定期間滞在する場所  
あらかじめ市が指定した施設です。

地域の  
時避難場所  
とは

域の住民が一般的な避難のために設定した避難所です。

## 避難情報の入手方法

市では、以下の方法で避難情報を発信しています。  
自分に合った方法で、自ら進んで情報を入手しましょう。



自らの身を守るために「日頃からの備え」と「早めの避難」を心がけましょう。土砂災害の前兆現象を発見したら、避難するとともに区役所などに連絡してください。

## 緊急時の連絡先

### 我が家の避難場所:

電話番号:

緊急時連絡先	電話番号

## 避難時のメモ

【この土砂災害ハザードマップに関するお問い合わせ先】  
新潟市北区役所地域総務課 TEL 025-387-1115